

① 寄附をした個人に対する税制優遇

所得 税（所得控除）

※寄附金額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

[寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額]

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

事例：

年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の額が 20 万円の場合、
20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円が、総所得金額より控除できます。

(控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 500 万円 × 40% = 200 万円の限度内となりますので、
19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

個人住民税（税額控除）

※寄附金額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。

[(寄附金額 - 2,000 円) × 4% (※1) = 個人住民税の税額控除額]

↑

総所得金額等の 30%まで

※1 市町村でも条例指定されている場合は 10%（県民税 4%、市町村民税 6%）

事例：

年中の総所得金額が 500 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、
20 万円 - 2,000 円 = 19 万 8,000 円 × 4% = 7,920 円が、県民税額より控除できます。

※市町村でも条例指定されている場合は 10%が控除されますので、控除額は 19,800 円となります。

② 寄附をした法人に対する税制優遇

法 人 税

特定公益増進法人に対する寄附金として取り扱われます。